

産業厚生常任委員会（民生部所管）説明資料

※説明資料のページは、案件+担当ごとに付番しています。

議案
(新旧対照表等) 頁

1 一般議案関係

(1) 公の施設（斜里町老人福祉センター）に係る指定管理者の指定 について	・・・	資料 1	P1
		資料 1-1	P1～28
(2) 公の施設（斜里町高齢者生活福祉センター）に係る指定管理者 の指定について	・・・	資料 2	P1
		資料 2-2	P1～14

2 条例関係

(1) 斜里町印鑑条例の一部を改正する条例について	・・・	資料 3	P1～4
(2) 斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について	・・・	資料 4	P1～3

3 補正予算

(1) 斜里町一般会計補正予算（第9回）について			
① 住民生活課 所管分	・・・	資料 5	P1
② 地域福祉課 所管分	・・・	資料 6	P1～2
③ 児童育成課 所管分	・・・	資料 7	P1

資料 頁

(2) 斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）について	・・・	資料8	P1～2
(3) 斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について	・・・	資料9	P1～2
(4) 斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について	・・・	資料10	P1～2

4 町政報告

(1) 放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の返還について	・・・	資料11	P1
---------------------------------------	-----	------	----

5 その他

(1) 介護認定者のサービス利用状況について（平成4年11月末現在）	・・・	資料12	P1
(2) 関係行事等			
①福祉有償運送運営協議会	9/20（火）	役場	参加者9名
②ファミリー・サポートセンターあずかり会員講習会	9/24（土）	社会福祉協議会	参加者2名
③斜網地区療育関係職員研修会	9/29（木）	ゆめホール知床	参加者31名
④秋の交通安全運動「旗波作戦」	9/30（金）	Aコープ斜里駐車場	参加者77名
⑤新型コロナウイルスワクチン集団接種（12歳～59歳4回目）	10/11（火）～24日（月）	ウトロ支所・ゆめホール知床	接種者2,491人
⑥秋の輸送繁忙期の交通安全運動「旗波作戦」	10/19（水）	川上	参加者75名
⑦介護職員初任者研修会	7/30（土）～10/19（土）	の土日祝	ぼると21 参加者8名

資料

頁

⑧健康増進計画審議会	10/24（月） 書面会議
⑨まちづくり懇談会	10/7（月）～9（水） 3会場（4回） 延べ参加者 54名
⑩双葉保育園お遊戯会	11/13（日） ゆめホール知床 参加者 332名
⑪中斜里保育所お遊戯会	11/13（日） 中斜里保育所 参加者 146名
⑫はまなす保育園お遊戯会	11/20（日） ゆめホール知床 参加者 405名
⑬ファミリーサポートセンタースキルアップ研修	12/26（月） 社会福祉協議会 参加者 7名
⑭ウトロへき地保育所お遊戯会	11/27（日） ウトロ保育所 参加者 172名
⑮民生委員児童委員協議会委嘱状交付式	12/1（木） ぽると21
⑯新型コロナウイルスワクチン集団接種（高齢者5回目）	12/5（月）～20日（火） ウトロ支所・ゆめホール知床
⑰ふれあいステージ2022	12/11（日） ※主催者判断中止
⑱地域福祉計画審議会	12/（ ） 書面会議（予定）

議案第49号

公の施設（斜里町老人福祉センター）に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

斜里町長 馬場 隆

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設名称	所在地
斜里町老人福祉センター	斜里町文光町52番地17

2 指定管理者の所在地、名称及び代表者名

斜里町文光町52番地17

社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会

会長 三浦 勝利

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

公の施設に係る指定管理者の指定議案 説 明 資 料

斜里町老人福祉センター

- | | |
|-------------------------|----------|
| ①斜里町老人福祉センターの指定管理者の指定経過 | ・・・ P 1 |
| ②指定申請書 | ・・・ P 2 |
| ・管理業務の計画書 | |
| ・収支計画書 | |
| ・資格関係書類（登記簿謄本、定款） | |
| ③管理業務協定書（案） | ・・・ P 20 |
| ④参考資料（管理運営評価シート） | ・・・ P 24 |

斜里町老人福祉センターの指定管理者の指定経過

<p>1. 第1回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長・担当者 計7名</p> <p>(2) 開催日 令和4年10月7日（金）</p> <p>(3) 選定方法の決定について</p> <ul style="list-style-type: none">・国が定める「老人福祉センターの設置運営要綱」では、運営主体について、<u>地方公共団体又は社会福祉法人が運営することが原則となっている。</u>・社会福祉法人は、町内に2法人あるが、既にセンター内に事務所を設置し、多様な地域福祉事業を展開し、また現在、指定管理の実績がある「社会福祉法人斜里町社会福祉協議会」がある。 <p>◎上記により、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するとき」に照らした結果、「<u>社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会</u>」を公募によらない指定管理者の候補者とすることに決定する。</p> <p>(4) 選定基準の決定について</p> <ul style="list-style-type: none">・指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号とする。 <p>(5) 申請受付期間の決定</p> <p>令和4年10月11日から令和4年11月9日までとする。</p>
<p>2. 指定管理者の候補者への通知</p> <p>令和4年10月7日</p>
<p>3. 指定申請書類の受理</p> <p>令和4年10月26日</p>
<p>4. 第2回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長・担当者 計7名</p> <p>(2) 開催日 令和4年11月16日（水）</p> <p>(3) 申請書の審査について</p> <p>斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号の選定基準に基づき適否を審査し、申請内容が適当であると認定する。</p> <p>(4) 指定の適否について</p> <p>上記により、斜里町社会福祉協議会を指定管理者に指定することを決定する。</p>



第1号様式（第3条関係）

令和4年10月26日

斜里町長
馬場隆様

申請者 住所 斜里郡斜里町文光町52番地17
団体名 社会福祉法人斜里町社会福祉協議会
代表者名 会長 三浦勝利



指 定 申 請 書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施設名	斜里町老人福祉センター
施設の所在地	斜里郡斜里町文光町52番地17
提出書類	①斜里町社会福祉協議会登記簿謄本 ②斜里町社会福祉協議会定款 ③管理業務計画 ④管理に係る収支計画書 ⑤令和元年度斜里町社会福祉協議会事業活動計算書・貸借対照表 ⑥令和2年度斜里町社会福祉協議会事業活動計算書・貸借対照表 ⑦令和3年度斜里町社会福祉協議会事業活動計算書・貸借対照表 ⑧令和4年度斜里町社会福祉協議会収支予算書
担当責任者名	事務局長 八幡一也
連絡先	TEL : 0152-23-4704 FAX : 0152-23-5113
その他	

管 理 業 務 の 計 画 書

申請年月日 令和4年10月26日

1. 施設の管理に係る基本方針

申 請 者	所在地	斜里郡斜里町文光町52番地17				
	(フリガナ)	シヤカイフクシホウジンシヤリチョウシヤカイフクキョウカイ				
	称号又は名称	社会福祉法人斜里町社会福祉協議会				
	(フリガナ)	カイヨウ	ミウラ	カトシ		
	代表者の職氏名	会長	三浦 勝利			
	郵便番号	099-4116	電話番号	0152-23-4704	F A X	0152-23-5113
事 業 実 績	管理運営実績のある施設	施設の所在地	主な業務内容	開始年月		
	斜里町老人福祉センター	斜里町文光町52番地17	管理運営	令和5年4月開始 令和8年3月終了		
管 理 運 営 の 基 本 方 針	魅力あるセンターとして利用されるために、どのような運営をされますか。					
	<p>斜里町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等関係規定を順守し、年間及び月間の行事を把握し、迅速丁寧なセンター利用の調整を図ります。</p> <p>また、センターの清掃や修繕等の適切な管理運営を図りながら、経費の削減を図るように努めます。</p>					
管 理 運 営 の 職 員 体 制	施設管理業務に職員1名を配置し、管理運営にあたります。					
	<p>勤務時間 8時30分～17時15分</p> <p>※土曜日・日曜日については代替職員1名を委託により配置します。</p> <p>※その他、必要に応じてその他の本会職員と連携して業務にあたります。</p>					

2. 業務計画（令和5年度～令和7年度）

業 務 名	内 容	実施方法 (時期・回数)
利用団体の利用調整、許可等	老人クラブや自治会、福祉団体等の利用団体の申し込みに対し、利用方法等を確認し、センターの適切な利用を促進します。	通年
利用者の各種相談、助言、生活指導及び緊急時の対応	センター利用者からの相談等に対し、公正・適正かつ迅速に対応します。	通年
介護サービス及び保健福祉サービスの利用手続等の援助	ケアプランセンター、ヘルパーステーション、行政機関と連携・協力し業務を行います。	通年
利用者と地域自治会との交流	自治会と連携・協力し、地域住民が利用しやすい環境づくりを行います。 自治会が実施している「ふれあいネットワーク活動」や老人クラブ、子ども会活動等の交流事業と連携を図り、利用しやすい環境づくりを行います。	通年
センターの施設及び設備の維持管理に関する業務	施設の設備、機械の点検を励行し、適切な管理に努めます。 安全性を第一に財産の保全管理に努めます。 光熱水費について施設利用している団体（社協等）から費用負担するなど、経費の縮減に努めます。 新型コロナウイルス感染症等の予防の観点から、掃除・消毒等、衛生管理の強化に努めます。 冬期間の除雪、排雪について、利用しやすい環境作りに努めます。 老朽化した施設等の修繕を行い、環境整備や衛生管理に努めます。 本会ホームページに、利用申込書や休館の案内等を掲載し、利用しやすい環境作りに努めます。	通年
今後の課題	健康増進センターの少年団利用など、行政と協議しながら進めます。 施設の老朽化に伴い、大規模補修となってきた箇所については、行政と協議しながら進めたい。(ボイラー及び暖房機器、屋根の補修等)	

斜里町老人福祉センター 管理に関する収支計画書(令和5年度～令和7年度)

(収入)

(単位:千円)

科 目	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	摘 要
管理委託料	12,905	12,970	13,234	
管理委託料	12,905	12,970	13,234	指定管理受託金
雑収入	352	352	352	
公衆電話通話料	2	2	2	公衆電話通話使用料
光熱水費負担金	350	350	350	社協負担額
合 計	13,257	13,322	13,586	

(支出)

(単位:千円)

科 目	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	摘 要
共済費	312	313	315	
社会保険料等	312	313	315	社会保険料・退職給付掛金
賃金	2,122	2,174	2,219	
賃金	2,122	2,174	2,219	管理人給与
需用費	7,609	7,606	7,610	
消耗品費	399	396	400	消耗品等
燃料費	4,624	4,624	4,624	灯油・ガス・草刈り機等燃料代金
修繕料	300	300	300	小破修繕
光熱水費	2,286	2,286	2,286	電気・水道料金
役務費	172	172	172	
通信運搬費	39	39	39	公衆電話使用料・郵送料
保険料	90	90	90	施設利用者賠償保険
手数料	43	43	43	レジオネラ検査・ゴミ袋
委託料	1,267	1,276	1,465	
消防用設備保守点検委託料	85	85	85	
自動ドア保守点検委託料	100	100	100	
ボイラ保守点検委託料	170	170	170	
排雪業務委託料	230	230	230	
特別清掃委託料	0	0	180	
センター管理委託料	591	600	609	
ゴミ搬送業務委託料	91	91	91	
使用料及び借上料	450	450	450	
借上料	450	450	450	
積立金	120	120	120	
職員退職積立金	120	120	120	
支出合計	12,052	12,111	12,351	
消費税	1,205	1,211	1,235	消費税10%
消費税込み合計	13,257	13,322	13,586	

履歴事項全部証明書

北海道斜里郡斜里町文光町52番地17
社会福祉法人斜里町社会福祉協議会

会社法人等番号	4603-05-001543
名 称	社会福祉法人斜里町社会福祉協議会
主たる事務所	北海道斜里郡斜里町文光町52番地17
法人成立の年月日	昭和43年1月19日
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この社会福祉法人は、斜里町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>(4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>(6) 共同募金事業への協力</p> <p>(7) 福祉サービス利用援助事業</p> <p>(8) 在宅福祉推進事業</p> <p>(9) 老人デイサービス事業の経営 (斜里デイサービスセンター) (ウトロデイサービスセンター)</p> <p>(10) 障害福祉サービス事業の経営 (斜里デイサービスセンター) (ウトロデイサービスセンター) (ホームヘルパーステーション)</p> <p>(11) 訪問介護等事業の経営</p> <p>(12) 老人福祉センター事業の経営</p> <p>(13) 高齢者生活福祉センター事業の経営</p> <p>(14) 介護予防・生活支援事業</p> <p>(15) ボランティア活動の振興</p> <p>(16) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>(17) 福祉金庫貸付事業</p> <p>(18) 総合相談事業</p> <p>(19) 生活支援体制整備事業</p> <p>(20) 子育て援助活動支援事業 (子育てファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>(21) その他この法人の目的達成のため必要な事業</p> <p>公益事業</p> <p>(1) 居宅介護支援事業</p> <p>(2) 高齢者勤労センター事業</p> <p>(3) 法人後見事業</p>

北海道斜里郡斜里町文光町52番地17
 社会福祉法人斜里町社会福祉協議会

	(4) 介護予防・日常生活支援総合事業 平成30年 8月21日変更 平成30年 8月27日登記	
役員に関する事項	北海道斜里郡斜里町文光町50番地1 理事長 遠藤日出男	平成29年 6月16日就任
		平成29年 6月28日登記
		令和 1年 6月13日退任
		令和 1年 6月26日登記
	北海道斜里郡斜里町本町17番地8 理事長 三浦勝利	令和 1年 6月13日就任
		令和 1年 6月26日登記
北海道斜里郡斜里町本町17番地8 理事長 三浦勝利	令和 3年 6月24日重任	
	令和 3年 7月 2日登記	
資産の総額	金5067万2604円 平成30年 3月31日変更 平成30年 6月28日登記	
	金6164万9656円 平成31年 3月31日変更 令和 1年 6月26日登記	
	金7266万8527円 令和 2年 3月31日変更 令和 2年 6月19日登記	
	金8237万5931円 令和 3年 3月31日変更 令和 3年 7月 2日登記	
	金8690万287円 令和 4年 3月31日変更 令和 4年 6月24日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 9月 1日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(釧路地方法務局北見支局管轄)

令和 4年10月 4日

釧路地方法務局北見支局

登記官

金子寿郎



整理番号 ハ063690

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

社会福祉法人斜里町社会福祉協議会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、斜里町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) 在宅福祉推進事業
- (9) 老人デイサービス事業の経営
 - (斜里デイサービスセンター)
 - (ウトロデイサービスセンター)
- (10) 障害福祉サービス事業の経営
 - (斜里デイサービスセンター)
 - (ウトロデイサービスセンター)
 - (ホームヘルパーステーション)
- (11) 訪問介護等事業の経営
- (12) 老人福祉センター事業の経営
- (13) 高齢者生活福祉センター事業の経営
- (14) 介護予防・生活支援事業
- (15) ボランティア活動の振興
- (16) 生活福祉資金貸付事業
- (17) 福祉金庫貸付事業
- (18) 総合相談事業
- (19) 生活支援体制整備事業

(20) 子育て援助活動支援事業（子育てファミリー・サポート・センター事業）

(21) その他この法人の目的達成のため必要な事業

（名称）

第3条 この法人は、社会福祉法人斜里町社会福祉協議会（以下「本会」という。）という。

（経営の原則）

第4条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 本会は、住民や福祉関係者等とともに、地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第5条 本会の事務所を、北海道斜里郡斜里町文光町52番地17に置く。

第2章 評議員

（評議員の定数）

第6条 本会に評議員14名以上18名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第7条 本会に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき、理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、本会の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任又は辞任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対して、各年度の総額が280,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項

(12) 解散

(13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員会を招集するには、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して招集事項を記載した書面を発しなければならない。ただし、議案が評議員会の目的である事項であるときは、5日前までに議案又はその概要も通知しなければならない。

3 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事又は監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選定された議事録署名人2名は、前項の議事

録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第18条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上15名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法第45条の16の第2項第1号の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

4 常務理事は、置かないことができる。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、本会の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、本会の監事には、本会の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず理事会の承認を得て行うことができる。

6 会長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- 3 監事は、不整の点があることを発見したときは、評議員会に報告するものとする。
- 4 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任又は辞任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 顧問

(顧問)

第26条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事会の日の1週間前までに、理事に対して招集事項を記載した書面を発しなければならない。ただし、議案が理事会の目的である事項であるときは、5日前までに議案又はその概要も通知しなければならない。
- 4 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。また、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求した理事は、理事会を招集することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会議に出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 会員

(会員)

第33条 本会に会員を置く。

- 2 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第34条 本会に部会又は委員会を置く。

- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、本会の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 部会又は委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び事務局職員)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 本会に、事務局長1名を置くほか、職員を置く。
- 3 事務局職員は、会長が任免する。
- 4 事務局及び事務局職員に関する規程は、別に定める。

(事業所及び事業職員)

第36条 第2条第1項第9号から第13号並びに第45条第1項第1号から第4号の規定に基づき、本会が設置経営する事業所（以下「事業所等」という。）に、事業職員を置く。

- 2 事業職員は、会長が任免する。
- 3 事業職員に関する規程は、別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

第37条 本会の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 10,000,000円
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第45条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第38条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、北海道知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第43条 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第11章 公益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第45条 本会は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 高齢者勤労センター事業
- (3) 法人後見事業
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得なければならない。

第12章 解散

(解散)

第46条 本会は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第13章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第14章 公告の方法その他

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、社会福祉法人斜里町社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、町広報及び本会の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長	(理事)	門田 達也
副会長	(理事)	村上正太郎
同	(理事)	庄子マツノ
同	(理事)	吉田 チヨ
理 事		本間 ムツ
〃		大野栄太郎
〃		杵淵健治郎
〃		田中 文雄
〃		長瀬 長蔵
〃		水谷 才一
〃		岡崎 豪
〃		黒川 盛一
〃		飯川 安行

〃 大沼 純

〃 小沢 貞行

監 事 星 武雄

〃 永田 勝枝

〃 示村 留雄

- 2 この定款は、認可の日から施行し、事業の変更に関する条項は平成22年4月1日より適用する。
- 3 この定款は、認可の日から施行し、評議員定数の変更に関する条項は平成23年4月1日より適用する。
- 4 この定款は、認可の日から施行し、事業の変更に関する条項は平成25年4月1日より適用する。
- 5 この定款は、認可の日から施行し、会長、副会長、常務理事の選任及び代表権に関する条項及び役員の任期に関する条項は平成26年4月1日より適用する。
- 6 この定款は、認可の日から施行し、事業の変更に関する条項は平成28年3月1日から適用する。
- 7 この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定については、認可の日から適用する。
- 8 この定款は、認可の日（平成30年6月25日）から施行し、事業の変更に関する条項は平成30年4月1日から適用する。
- 9 この定款は、認可の日（平成30年8月21日）から施行し、平成30年7月1日から適用する。
- 10 この定款は、認可の日から施行し、令和元年6月13日から適用する。

斜里町老人福祉センター管理業務協定書（案）

斜里町長 馬場 隆（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会会長 三浦 勝利（以下「受託者」という。）は、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年斜里町条例第 22 号。以下「手続条例」という。）第 8 条の規定に基づき、斜里町老人福祉センター管理業務（以下「管理業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定期間）

第 1 条 受託者が管理を行う期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（管理業務）

第 2 条 受託者が行う管理業務の内容は、斜里町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 年斜里町条例第 19 号。以下「センター条例」という。）第 3 条の 2 の規定により、次のとおりとする。

- （1） 施設の利用の許可等に関すること。
 - ア 利用の承認
 - イ 利用の制限
- （2） 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ア 受託者は、次に掲げる維持管理を行うこと。

利用者が安全かつ快適に利用できるようにするための施設の案内、秩序維持管理、使用団体の調整、町内各施設・団体等への連絡調整、入館の制限等、各種行事の運営・設営、衛生的環境の確保、火災・盗難など事故・事件の予防等の施設の維持
 - イ 受託者は、次に掲げる設備等に関する保守管理を行うこと。

清掃、警備、除雪、消防設備、空調機器、自動ドア、電気工作物、放送設備、ボイラー設備、暖房設備、入浴設備、設備巡視点検等の保守管理、小破修繕
 - ウ 受託者は、利用の安全確保のための火災訓練及び避難訓練を行うこと。
- （3） 次に掲げる事業の計画及び実施に関すること。
 - ア 各種相談
 - ①生活相談 老人の生活、住宅、身上等に関する相談に応じ、適切な援助、指導
 - ②健康相談 老人の疾病の予防、治療に関する相談に応じ、適切な援助、指導
 - イ 教養講座の実施
老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業をおこない、又そのために必要な便宜の提供
 - ウ 老人クラブに対する援助
老人クラブの利用に対する援助

（収支計画）

第 3 条 受託者が行う管理に係る収支計画は、別紙「収支計画書」のとおりとする。

（指定管理料）

第 4 条 委託者は、受託者に対し、管理業務に要する費用総額のうち、利用料金による収入を除いた費用（以下「指定管理料」という。）として、次の金額を支払うものとする。

令和 5 年度 金 12,905,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,173,181 円）

令和 6 年度 金 12,970,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,179,091 円）

令和 7 年度 金 13,234,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,203,091 円）

なお、税法の改正により消費税の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税相当額は変動後の税率により計算する。

- 2 委託者は、指定管理料を年3回払いとし、4月20日、8月20日及び12月20日までに受託者の指定する口座に振り込むものとする。
- 3 指定期間内に管理業務の内容、租税、物価、賃金等の著しい変動により指定管理料の変更が必要となったと認められるとき、委託者又は受託者は指定管理料の変更を求めることができる。その場合の取り扱いについては、委託者と受託者が協議の上決定する。

(事業報告)

第5条 受託者は、毎年4月30日までに、管理業務に係る次の事業報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - ア 管理業務の実施状況報告書
 - イ 施設の利用状況（利用者数、利用拒否の件数・理由等）
 - ウ 管理に係る収支決算書
 - エ 受託者の経営状況を説明する書類（収支計算書、貸借対照表）
 - オ その他委託者が必要と認める書類

(指定の取消し及び管理業務の停止)

第6条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
 - (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
 - (3) センター条例若しくはこれの施行に関する規則又はこの協定に定める規定に違反したとき。
 - (4) 手続条例及び斜里町公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱要領に定める申請資格（以下「申請資格」という。）を失ったとき。
 - (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (6) 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能、又は著しく困難になったとき。
 - (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが不可能、著しく困難、又は社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
 - (8) 管理業務が行われないうとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合において、受託者は、指定を取り消された日から60日以内に、第5条に規定する事業報告書を委託者に提出しなければならない。
 - 3 委託者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に受託者に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる。

(工事及び修繕)

第7条 斜里町老人福祉センターの施設（以下「施設」という。）において工事又は修繕が必要な場合における費用負担の区分は、次に掲げるところによる。

- (1) 委託者が負担すべき費用
 - ア 施設の設置そのものに関わるもの
 - イ 施設及び付属設備の基本性能の確立に関わるもの
 - ウ 耐用年数が経過した施設及び付属設備の更新に関わるもの
 - エ 町民の要望及び委託者の施策により政策的に実施するもの
- (2) 受託者が負担すべき費用
 - ア 利用者等における毀損又は故障に関わるもの

- イ 善良なる維持管理の不履行に起因するもの
- ウ 操作ミス等の過失によるもの

(備品の管理)

第8条 この協定の締結時において、管理業務を行うための備品のうち、委託者に所有権が帰属するものは、別表のとおりとする。

- 2 受託者は、前条又は前項の備品を毀損し、若しくは滅失したとき、又はこれが使用できなくなったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の承認を受けなければならない。
- 3 受託者は、第5条の事業報告の際、毎年度末における備品の保管状況について報告しなければならない。

(物品の帰属)

第9条 受託者が管理業務に要する費用により購入する物品は、委託者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第10条 受託者は、管理業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(斜里町個人情報保護条例の適用)

第11条 受託者は、斜里町個人情報保護条例（平成13年斜里町条例第37号）第5条の規定により、管理業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(管理業務の第三者への委託)

第12条 受託者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務については、個々に委託者の承認を受けて委託することができる。

(管理業務の調査及び指示)

第13条 委託者は、施設管理の適正を期するため、受託者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応等)

第14条 受託者は、管理業務を行うに当たって事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、速やかに委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。

(損害の賠償)

第15条 受託者は、管理業務を行うに当たって、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は委託者に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(帳簿等の保管及び整備)

第16条 受託者は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これを5年間保管しなければならない。

- (1) 金銭出納簿その他の経理書類
- (2) 管理業務に関する実施状況報告書、収支計算書、団体の経営状況を説明する書類
- (3) その他委託者が指定する書類

(協定の改定)

第17条 この協定で定めた事項については、原則として改定しない。ただし、次に掲げる特別

な事情があるときは、委託者と受託者が協議の上、協定の改定をするものとする。

- (1) センター条例及び規則の規定を改正するとき。
- (2) 施設の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (3) 災害が発生したとき等協定を改正する必要があると認められるとき。

(斜里町行政手続条例の適用)

第18条 受託者は、斜里町行政手続条例（平成9年斜里町条例第1号）の規定により、施設利用に関し、必要な措置をとらなければならない。

(情報の公開)

第19条 受託者が保有する管理業務にかかわる文書の公開については、斜里町情報公開条例（平成9年斜里町条例第30号）の定めによるものとする。

(原状回復等)

第20条 受託者は、指定期間が終了したときは、速やかに施設を原状に回復した上、管理業務に必要な物品等を委託者又は委託者が指定する者に引き継がなければならない。

(変更の届出)

第21条 受託者は、申請資格に変更があった場合は、速やかに委託者に届け出なければならない。

(協定に定めのない事項)

第22条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 斜里町本町12番地
斜里町長 馬 場 隆

受託者 斜里町文光町52番地17
社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会
会 長 三 浦 勝 利

指定管理者の管理運営評価シート（標準）

評価期間：令和2年4月～令和3年3月

施設名	斜里町老人福祉センター		
指定管理者	名 称	斜里町社会福祉協議会	
	所在地	斜里町文光町5番地17	
指定管理料	3年総額 36,729,000 円（年額 12,243,000 円）		
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日		
評価担当課	民生部保健福祉課	係	福祉係
施設の概要	<p>【所在地】斜里町文光町5番地17</p> <p>【目的】高齢者の健康増進と教養の向上及びレクレーションのための便宜を総合的に供与する。</p> <p>【構造】鉄骨造平屋建</p> <p>【運営方針】斜里町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等関係規定を順守し、年間及び月間の行事を把握するとともに、支出の削減を図るよう努める。</p>		
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の各種相談、助言、生活指導及び緊急時の対応 2. 介護サービス及び保健福祉サービスの利用手続き等の援助 3. 利用者と地域自治会との交流 4. 施設及び設備の維持管理に関する業務 		

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制 15点	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	4	4	社協事務局職員が管理人を兼務しながら管理運営を実施。土日は代替人を配置し管理運営の実施。
		事業目的に則した職員指導が行われているか	5	5	事務局長指揮監督の下、毎週ミーティング、朝礼等の実施。
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	5	5	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務 20点	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	5	5	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	老朽化に伴う、水道管・ソファ・雨漏り対応・カーペット等の修理・更新を予定
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	5	5	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	5	5	
3	サービス向上への取り組み状況 25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	5	5	ホームページに休館・施設利用申込書等の掲載を実施。Facebook等に休館のお知らせを掲載
		施設及び福祉関係等情報を常に提供しているか	5	5	

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対しての満足度調査を行ったか	4	4	意見箱を設置。日常的に巡回し聴取。
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	5	
4	防犯・防災対策への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等は実施されているか	5	5	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	5	5	施設利用者の傷害補償に加入。
5	個人情報保護の措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	4	5	適正に処理されている
		収支計画書と大きな隔たりはないか	5	5	
		経理状況を適正に公開しているか	5	5	法令に基づきホームページに公開。
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著しい差異はないか	4	4	部屋利用者 27%減少。入浴利用者 29%増加。全体としては著しい差異はない。
8	町への報告体制の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整が必要な事項	① 施設の老朽化により、施設改修及び備品等の整備を図っていく必要がある。 ② 今後も入浴利用者の増加が考えられ、利用状況を鑑みて、入浴備品や休憩スペース等の環境整備を検討する。 ③ 新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた対策を継続し、感染状況に対応した利用を実施する。 ④ 健康増進センターの利用について、行政・関係機関と検討する。			
10	今後の管理方針	① 外観、植栽等について美観を保つ。 ② 新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じる。 ③ ホームページの充実を図り、情報提供を積極的に行う。 ④ 条例等関係規定を遵守し、適切な管理と支出の削減を図る。			
自己総合評価(100点満点) = 95点 所管課総合評価(100点満点) = 96点			自己評価区分=S 所管課評価区分=S		

■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適性な管理が行われた。
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要である。
(61点～74 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講じるべきである。
(60点以下)

指定管理者の管理運営評価シート（標準）

評価期間：令和3年4月～令和4年3月

施設名	斜里町老人福祉センター		
指定管理者	名称	斜里町社会福祉協議会	
	所在地	斜里町文光町5番地17	
指定管理料	3年総額 38,363,000 円（年額 13,877,000 円）		
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日		
評価担当課	民生部保健福祉課	係	福祉係
施設の概要	<p>【所在地】斜里町文光町5番地17</p> <p>【目的】高齢者の健康増進と教養の向上及びレクレーションのための便宜を総合的に供与する。</p> <p>【構造】鉄骨造平屋建</p> <p>【運営方針】斜里町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等関係規定を順守し、年間及び月間の行事を把握するとともに、支出の削減を図るよう努める。</p>		
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の各種相談、助言、生活指導及び緊急時の対応 2. 介護サービス及び保健福祉サービスの利用手続き等の援助 3. 利用者と地域自治会との交流 4. 施設及び設備の維持管理に関する業務 		

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制 15点	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	4	4	社協事務局職員が管理人を兼務しながら管理運営を実施。土日は代替人を配置し管理運営の実施。
		事業目的に則した職員指導が行われているか	5	5	事務局長指揮監督の下、毎週ミーティング、朝礼等の実施。
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	5	5	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務 20点	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	5	5	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	植栽に害虫が発生したため、駆除を実施。
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	5	5	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	5	5	
3	サービス向上への取り組み状況 25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	5	5	ホームページに休館・施設利用申込書等の掲載を実施。Facebook等に休館のお知らせを掲載
		施設及び福祉関係等情報を常に提供しているか	5	5	

	評価項目	評価の内容	自己 評価	所管課 評価	備考
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対しての満足度調査を行ったか	4	4	意見箱を設置。日常的に巡回し聴取。
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	5	
4	防犯・防災対策への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等は実施されているか	5	5	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	5	5	施設利用者の傷害補償に加入。
5	個人情報保護の措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	4	4	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	5	5	
		経理状況を適正に公開しているか	5	5	法令に基づきホームページに公開。
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著しい差異はないか	5	5	緊急事態宣言等で利用停止時期があったが、昨年度比14名増と著しい差異はない。
8	町への報告体制の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整が必要な事項	① 施設の老朽化により、施設改修及び備品等の整備を図っていく必要がある。 (天井雨漏り修繕、相談室等のカーペット更新、センター内特別清掃) ② 新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた対策を継続し、感染状況に対応した利用を実施する。			
10	今後の管理方針	① 外観、植栽等について美観を保つ。 ② 新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じる。 ③ ホームページの充実を図り、情報提供を積極的に行う。 ④ 条例等関係規定を遵守し、適切な管理と支出の削減を図る。			
自己総合評価(100点満点) = 96点 所管課総合評価(100点満点) = 96点			自己評価区分=S 所管課評価区分=S		

■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適性な管理が行われた。
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要である。
(61点～74点 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講じるべきである。
(60点以下)

議案第50号

公の施設（斜里町高齢者生活福祉センター）に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

斜里町長 馬場 隆

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設名称	所在地
斜里町高齢者生活福祉センター	斜里町青葉町38番地

2 指定管理者の所在地、名称及び代表者名

斜里町文光町52番地17

社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会

会長 三浦 勝利

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

公の施設に係る指定管理者の指定議案 説 明 資 料

斜里町高齢者生活福祉センター

- | | | |
|-----------------------------|------|----|
| ① 斜里町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定経過 | ・・・P | 1 |
| ② 指定申請書 | ・・・P | 2 |
| ・管理業務の計画書 | | |
| ・収支計画書 | | |
| ・資格関係書類（登記簿謄本、定款）（省略） | | |
| ③ 管理業務協定書（案） | ・・・P | 6 |
| ④ 参考資料（管理運営評価シート） | ・・・P | 10 |

斜里町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定経過

<p>1. 第1回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長・担当者 計7名</p> <p>(2) 開催日 令和4年10月7日（金）</p> <p>(3) 選定方法の決定について</p> <ul style="list-style-type: none">・国が定める「高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱」では、実施主体については市町村とし、その責任の下にサービスを提供するものと規定されている。・この場合において、市町村は地域の実情に応じ、利用者及びサービス内容の決定を除き、<u>事業の運営の一部を介護保険法に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託することができるものと規定している。</u>・老人デイサービスセンター等を経営する者は、町内には社会福祉法人1法人と2民間事業者があるが、多様な地域福祉事業を展開し、また現在、指定管理の実績がある「社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会」がある。 <p>◎上記により、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するとき」に照らした結果、「<u>社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会</u>」を公募によらない指定管理者の候補者とすることに決定する。</p> <p>(4) 選定基準の決定について</p> <ul style="list-style-type: none">・指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号とする。 <p>(5) 申請受付期間の決定</p> <p>令和4年10月11日から令和4年11月9日までとする。</p>
<p>2. 指定管理者の候補者への通知</p> <p>令和4年10月7日</p>
<p>3. 指定申請書類の受理</p> <p>令和4年10月26日</p>
<p>4. 第2回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長・担当者 計7名</p> <p>(2) 開催日 令和4年11月16日（水）</p> <p>(3) 申請書の審査について</p> <p>斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号の選定基準に基づき適否を審査し、申請内容が適当であると認定する。</p> <p>(4) 指定の適否について</p> <p>上記により、斜里町社会福祉協議会を指定管理者に指定することを決定する。</p>



第1号様式 (第3条関係)

令和4年10月26日

斜里町長
馬場隆 様

申請者 住 所 斜里郡斜里町文光町52番地17
団 体 名 社会福祉法人斜里町社会福祉協議会
代表者名 会長 三 浦 勝 利



指 定 申 請 書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施 設 名	斜里町高齢者生活福祉センター
施設の所在地	斜里郡斜里町青葉町38番地
提 出 書 類	①斜里町社会福祉協議会登記簿謄本 ②斜里町社会福祉協議会定款 ③管理業務計画 ④管理に係る収支計画書 ⑤令和元年度斜里町社会福祉協議会事業活動計算書・貸借対照表 ⑥令和2年度斜里町社会福祉協議会事業活動計算書・貸借対照表 ⑦令和3年度斜里町社会福祉協議会事業活動計算書・貸借対照表 ⑧令和4年度斜里町社会福祉協議会収支予算書
担当責任者名	事務局長 八 幡 一 也
連 絡 先	TEL : 0152-23-4704 FAX : 0152-23-5113
そ の 他	

管 理 業 務 の 計 画 書

申請年月日 令和4年10月26日

1. 施設の管理に係る基本方針

申 請 者	所在地	斜里郡斜里町文光町52番地17				
	(フリガナ)	シヤカイフクシホウジンシヤリチョウシヤカイフクシキョウキカイ				
	称号又は名称	社会福祉法人斜里町社会福祉協議会				
	(フリガナ)	カイチョウ	ミウラ	カツトシ		
	代表者の職氏名	会 長	三 浦 勝 利			
	郵便番号	099-4116	電話番号	0152-23-4704	F A X	0152-23-5113
事 業 実 績	管理運営実績のある施設	施設の所在地	主な業務内容	開始年月		
	斜里町高齢者生活福祉センター	斜里町青葉町38番地	管理運営	令和5年4月開始 令和8年3月終了		
管 理 運 営 の 基 本 方 針	魅力あるセンターとして利用されるために、どのような運営をされますか。					
	<p style="text-align: center;">斜里町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例等関係規程を順守し、利用者の立場になって人権が尊重され、楽しく、明るい活気のあるものにするとともに、経費の節減を図り、適正かつ効率的な管理運営に努めます。</p>					
管 理 運 営 の 職 員 体 制	<p>生活援助員2名を配置し、入居者の生活相談や不足の事態に対応できるようにします。</p> <p>※生活援助員が休みの場合には、代替職員を配置し、常に入居者への対応が行えるよう努めます</p>					

2. 業務計画（令和5年度～令和7年度）

業 務 名	内 容	実施方法 (時期・回数)
利用者の各種相談、援助及び緊急時の対応	<p>利用者との信頼関係を構築し、不安のない生活が営めるよう、各種相談・援助を行う。</p> <p>利用者保護を第一に、公正・適正かつ迅速な対応を行う。</p>	通年
利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合の利用諸手続き等の援助	<p>利用者の心身の状況を把握して、利用者本人及び家族等と相談して、各種サービスの利用手続き等の援助を行う。</p> <p>行政機関等と連携・協力し業務を行う。</p>	通年
利用者と地域住民との交流を図るための各種事業等についての場所の提供等	<p>利用者の生活の場であることを念頭に置き、地域住民と交流が図れるよう、必要に応じて場所の提供等を行なう。</p>	通年
センターの設備及び機械の維持管理に関する業務	<p>施設の設備・機械の点検を励行し、適正な管理に努める。</p> <p>安全性を第一に財産の保全管理に努める。</p> <p>効率的な施設管理を行い、維持管理経費の削減に努める。</p>	通年
センターの利用料の徴収に関する業務	<p>利用料について利用者及び家族に適切に説明し、利用料の徴収を行う。</p> <p>利用料の徴収に係る事務手続きを適切に行い、利用料の適切な管理に努める。</p>	
今後の課題	<p>施設管理上、修繕を計画的に行い、大規模な修繕については、町と協議をしながら進めていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木部防腐塗装 ・排煙装置修繕 ・IH クッキングヒーター更新（故障の物） ・居室用温水器更新（故障の物） ・地下タンク流量計取替 ・電気設備更新 ・屋上防水塗装 	

斜里町高齢者生活福祉センター管理に係る収支計画書(令和5年度～令和7年度)

(収入)

(単位:千円)

科 目	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	摘 要
管理委託料	19,400	19,195	19,152	
管理委託料	19,400	19,195	19,152	町管理受託料
利用料	2,988	2,988	2,988	
利用料	2,988	2,988	2,988	利用料・管理負担金収入
雑収入	1	1	1	
預金利息	1	1	1	受取利息配当金収入
合 計	22,389	22,184	22,141	

(支出)

(単位:千円)

科 目	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	摘 要
共済費	757	758	758	
社会保険料等	757	758	758	社会・労災・雇用保険料
賃金	8,078	8,150	8,255	
職員賃金	4,771	4,843	4,877	生活援助員賃金
職員手当	320	320	320	
臨時職員賃金	2,638	2,638	2,702	臨時・代替・宿直職員賃金
臨時職員諸手当	349	349	356	
旅費	12	12	12	
旅費	12	12	12	会議・研修
需用費	6,809	6,528	6,347	
消耗品費	275	275	275	施設用品・事務用品・新聞購読料
食糧費	10	10	10	行事賄材料費
燃料費	3,089	3,089	3,089	灯油・草刈・除雪
修繕料	689	408	227	施設修繕
光熱水費	2,736	2,736	2,736	電気・水道
医療材料費	10	10	10	医薬品
役務費	300	300	300	
通信運搬費	176	176	176	電話・NHK受信料
保険料	45	45	45	施設利用者賠償保険料
手数料	79	79	79	健康診断・レジオネラ菌検査
委託料	3,235	3,256	3,293	
消防用設備保守点検委託料	110	110	110	
自動ドア保守点検委託料	144	144	144	
ボイラ点検委託料	217	217	217	
排雪業務委託料	80	80	80	
電気保安管理業務委託料	150	150	150	
地下タンク漏洩検査等委託料	38	38	38	
当直業務委託料	2,430	2,451	2,488	
ゴミ搬送業務委託料	66	66	66	
使用料及び借上料	299	299	299	
除雪機借上料	80	80	80	除雪機リース料
コピー機借上料	81	81	81	コピー機リース料
財務・給与ソフトリース料	138	138	138	財務・給与ソフトリース料
積立金	84	84	84	
職員退職積立金	84	84	84	退職共済掛金
備品購入費	780	780	780	
備品購入費	780	780	780	居室給湯器
支出合計	20,354	20,167	20,128	
消費税	2,035	2,017	2,013	
消費税込み合計	22,389	22,184	22,141	

斜里町高齢者生活福祉センター管理業務協定書（案）

斜里町長 馬場 隆（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会会長 三浦 勝利（以下「受託者」という。）は、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年斜里町条例第 22 号。以下「手続条例」という。）第 8 条の規定に基づき、斜里町高齢者生活福祉センター管理業務（以下「管理業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定期間）

第 1 条 受託者が管理を行う期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（管理業務）

第 2 条 受託者が行う管理業務の内容は、斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例（平成 13 年斜里町条例第 11 号。以下「高齢者生活福祉センター条例」という。）第 4 条の 2 の規定により、次のとおりとする。

（1）施設及び設備の維持管理に関すること。

ア 受託者は、次に掲げる維持管理を行うこと。

利用者が安全かつ快適に利用できるようにするための施設の案内、秩序維持管理、町内各施設・団体等への連絡調整、入館の制限等、衛生的環境の確保、火災・盗難など事故・事件の予防等の施設の維持

イ 受託者は、次に掲げる設備等に関する保守管理を行うこと。

清掃、警備、除雪、消防設備、空調機器、自動ドア、電気工作物、放送設備、ボイラー設備、暖房設備、入浴設備、設備巡視点検等の保守管理、小破修繕

ウ 受託者は、利用の安全確保のための火災訓練及び避難訓練を行うこと。

（2）利用料の徴収に関すること。

ア 受託者は、次に掲げる料金の収受を行うこと。

利用料、管理負担金

イ 受託者は、料金による収入について、業務を遂行するために必要と認められる経費に充当するものとする。

ウ 受託者は、利用料金の額、支払方法等について、利用者への十分な周知に努めなければならない。

（3）次に掲げる事業の計画及び実施に関すること。

ア 利用者の各種相談、助言、及び緊急時の対応

イ 利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合の利用手続等の援助

ウ 利用者地域住民との交流を図るための、各種事業等についての場所の提供等

（収支計画）

第 3 条 受託者が行う管理に係る収支計画は、別紙「収支計画書」のとおりとする。

（指定管理料）

第 4 条 委託者は、受託者に対し、管理業務に要する費用総額のうち、利用料金による収入を除いた費用（以下「指定管理料」という。）として、次の金額を支払うものとする。

令和 5 年度 金 19,400,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,763,636 円）

令和 6 年度 金 19,195,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,745,000 円）

令和 7 年度 金 19,152,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,741,091 円）

なお、税法の改正により消費税の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税相当

額は変動後の税率により計算する。

- 2 委託者は、指定管理料を年3回払いとし、4月20日、8月20日及び12月20日までに受託者の指定する口座に振り込むものとする。
- 3 指定期間内に管理業務の内容、租税、物価、賃金等の著しい変動により指定管理料の変更が必要となったと認められるとき、委託者又は受託者は指定管理料の変更を求めることができる。その場合の取扱いについては委託者、受託者が協議の上決定する。

(事業報告)

第5条 受託者は、毎年4月30日までに、管理業務に係る次の事業報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - ア 管理業務の実施状況報告書
 - イ 管理に係る収支決算書
 - ウ 受託者の経営状況を説明する書類(収支計算書、貸借対照表等)
 - エ その他委託者が必要と認める書類

(指定の取消し及び管理業務の停止)

第6条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
 - (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
 - (3) センター条例若しくはこれの施行に関する規則又はこの協定に定める規定に違反したとき。
 - (4) 手続条例及び斜里町公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱要領に定める申請資格(以下「申請資格」という。)を失ったとき。
 - (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (6) 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
 - (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが不可能、著しく困難又は社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
 - (8) 管理業務が行われなるとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合において、受託者は、指定を取り消された日から60日以内に、第6条に規定する事業報告書を委託者に提出しなければならない。
 - 3 委託者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に受託者に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる。

(工事及び修繕)

第7条 高齢者生活福祉センターの施設(以下「施設」という。)において工事又は修繕が必要な場合における費用負担の区分は、次に掲げるところによる。

- (1) 委託者が負担すべき費用
 - ア 施設の設置そのものに関わるもの
 - イ 施設及び付属設備の基本性能の確立に関わるもの
 - ウ 耐用年数が経過した施設及び付属設備の更新に関わるもの
 - エ 町民の要望及び委託者の施策により政策的に実施するもの
- (2) 受託者が負担すべき費用

- ア 利用者等における毀損又は故障に関わるもの
- イ 善良なる維持管理の不履行に起因するもの
- ウ 操作ミス等の過失によるもの

(備品の管理)

第 8 条 この協定の締結時において、管理業務を行うための備品のうち、委託者に所有権が帰属するものは、別表のとおりとする。

- 2 受託者は、前条又は前項の備品を毀損し、若しくは滅失したとき、又はこれが使用できなくなったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の承認を受けなければならない。
- 3 受託者は、第 6 条の事業報告の際、毎年度末における備品の保管状況について報告しなければならない。

(物品の帰属)

第 9 条 受託者が管理業務に要する費用により購入する物品は、委託者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 受託者は、管理業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(斜里町個人情報保護条例の適用)

第 11 条 受託者は、斜里町個人情報保護条例（平成 13 年斜里町条例第 37 号）第 5 条の規定により、管理業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(管理業務の第三者への委託)

第 12 条 受託者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務については、個々に委託者の承認を受けて委託することができる。

(管理業務の調査及び指示)

第 13 条 委託者は、施設管理の適正を期するため、受託者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応等)

第 14 条 受託者は、管理業務を行うに当たって事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、速やかに委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。

(損害の賠償)

第 15 条 受託者は、管理業務を行うに当たって、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は委託者に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(帳簿等の保管及び整備)

第 16 条 受託者は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これを 5 年間保管しなければならない。

- (1) 金銭出納簿その他の経理書類
- (2) 管理業務に関する実施状況報告書、収支計算書、団体の経営状況を説明する書類
- (3) その他委託者が指定する書類

(協定の改定)

第 17 条 この協定で定めた事項については、原則として改定しない。ただし、次に掲げる特別な事情があるときは、委託者、受託者が協議の上、協定の改定をするものとする。

- (1) センター条例及び規則の規定を改正するとき。
- (2) 施設の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (3) 災害が発生したとき等協定を改正する必要があると認められるとき。

(斜里町行政手続条例の適用)

第 18 条 受託者は、斜里町行政手続条例（平成 9 年斜里町条例第 1 号）の規定により、施設利用に関し、必要な措置をとらなければならない。

(情報の公開)

第 19 条 受託者が保有する管理業務にかかわる文書の公開については、斜里町情報公開条例（平成 9 年斜里町条例第 30 号）の定めによるものとする。

(原状回復等)

第 20 条 受託者は、指定期間が終了したときは、速やかに施設を原状に回復した上、管理業務に必要な物品等を委託者又は委託者が指定する者に引き継がなければならない。

(変更の届出)

第 21 条 受託者は、申請資格に変更があった場合は、速やかに委託者に届け出なければならない。

(協定に定めのない事項)

第 22 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、委託者、受託者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 斜里町本町 12 番地
斜里町長 馬 場 隆

受託者 斜里町文光町 52 番地 17
社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会
会 長 三 浦 勝 利

指定管理者の管理運営評価シート(標準)

評価期間:令和2年4月～令和3年3月

施設名	斜里町高齢者生活福祉センター		
指定管理者	名称	斜里町社会福祉協議会	
	所在地	斜里町文光町52番地17	
指定管理料	3年総額 60,024,000円(年額20,008,000円)		
指定管理期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日		
評価担当課	民生部保健福祉課	係	福祉係
施設の概要	<p>【所在地】 斜里町青葉町38番地</p> <p>【目的】 高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援し、高齢者の福祉の増進を図る。</p> <p>【構造】 鉄筋コンクリート造 平屋建て</p> <p>【運営方針】 斜里町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例等関係規定を順守し、利用者の立場に立って人権が尊重され、楽しく、明るい活気のあるものにするとともに、経費の節減を図り、適正かつ効率的な管理運営に努める。</p>		
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の各種相談、助言、生活指導及び緊急時の対応 2. 利用者の虚弱化等に伴い、介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合の利用手続き等の援助 3. 利用者地域住民との交流を図るための各種事業等についての場所の提供 4. 施設及び設備の維持管理に関する業務 		

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	生活援助員2名を配置し管理運営。
		事業目的に則した職員指導が行われているか	5	5	センター長(兼務)の指導監督の下、ミーティング等の実施
	15点	指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託しているか	5	5	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	5	5	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損ねていないか	5	5	利用者(体力の低下とともに管理が困難な利用者)に配慮しながら、施設全体の管理にあたった
	20点	法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	5	5	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	5	5	

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
3	サービス向上への取り組み状況 25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	3	3	ホームページは社協・町のみ 社協だより
		施設及び福祉関係等情報を常に提供しているか	5	5	
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用者を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対しての満足度調査を行ったか	3	3	
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	5	
4	防犯・防災対策への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等は実施されているか	5	5	避難訓練年2回(自治会参加型) コロナにより不参加
		リスクに応じた保険等に加入しているか	5	5	
5	個人情報等の措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	5	5	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	経年劣化による修繕費増加
		経理状況を適正に公開しているか	4	4	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著しい差異はないか	5	5	
8	町への報告体制の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整が必要な事項	①年々加齢により体力および認知機能が低下している利用者が増えてきており、今後の施設の在り方、対応について検討していく必要がある。 ②施設の老朽化により、施設改修及び備品等の整備を図っていく必要がある。			
10	今後の管理方針	利用者の人権が尊重され、楽しく活気ある高齢者生活施設とする。経費の削減を図り、適正かつ効率的な管理運営に努める。			
自己総合評価(100点満点) =			94点	自己評価区分 = S 所管課評価区分 = S	
所管課総合評価(100点満点) =			94点		

■ 評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通 又は 該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

評価区分

- S 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。
(90点以上 1点項目なし)
- A 目標や計画通りの成果があり、適正な管理が行われた。
(75点～89点 1点項目なし)
- B 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要である。
(61点～74点 1点項目なし)
- C 管理運営に不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講じるべきである。
(60点以下)

様式1

指定管理者の管理運営評価シート(標準)

評価期間:令和3年4月～令和4年3月

施設名	斜里町高齢者生活福祉センター		
指定管理者	名称	斜里町社会福祉協議会	
	所在地	斜里町文光町52番地17	
指定管理料	3年総額 61,126,000円(年額21,110,000円)		
指定管理期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日		
評価担当課	民生部保健福祉課	係	福祉係
施設の概要	<p>【所在地】 斜里町青葉町38番地</p> <p>【目的】 高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援し、高齢者の福祉の増進を図る。</p> <p>【構造】 鉄筋コンクリート造 平屋建て</p> <p>【運営方針】 斜里町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例等関係規定を順守し、利用者の立場に立って人権が尊重され、楽しく、明るい活気のあるものにするともに、経費の節減を図り、適正かつ効率的な管理運営に努める。</p>		
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の各種相談、助言、生活指導及び緊急時の対応 2. 利用者の虚弱化等に伴い、介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合の利用手続き等の援助 3. 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業等についての場所の提供 4. 施設及び設備の維持管理に関する業務 		

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制 15点	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	生活援助員2名を配置し管理運営。
		事業目的に則した職員指導が行われているか	5	5	センター長(兼務)の指導監督の下、ミーティング等の実施
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託しているか	5	5	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	5	5	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損ねていないか	5	5	利用者(体力の低下とともに管理が困難な利用者)に配慮しながら、施設全体の管理にあたった
	20点	法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	5	5	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	5	5	

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
3	サービス向上への取り組み状況 25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	3	3	ホームページは社協・町のみ 社協だより
		施設及び福祉関係等情報を常に提供しているか	5	5	
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用者を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対しての満足度調査を行ったか	3	3	
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	5	
4	防犯・防災対策への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等は実施されているか	5	5	避難訓練年2回(自治会参加型) コロナにより自治会不参加
		リスクに応じた保険等に加入しているか	5	5	
5	個人情報等の措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	5	5	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	経年劣化による修繕費増加
		経理状況を適正に公開しているか	4	4	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著しい差異はないか	5	5	
8	町への報告体制の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整が必要な事項	①年々加齢により体力および認知機能が低下している利用者が増えてきており、今後の施設の在り方、対応について検討していく必要がある。 ②施設の老朽化により、施設改修及び備品等の整備を図っていく必要がある。			
10	今後の管理方針	利用者の人権が尊重され、楽しく活気ある高齢者生活施設とする。経費の削減を図り、適正かつ効率的な管理運営に努める。			
自己総合評価(100点満点) =			94点	自己評価区分 = S 所管課評価区分 = S	
所管課総合評価(100点満点) =			94点		

■ 評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通 又は 該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

評価区分

- S 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。
(90点以上 1点項目なし)
- A 目標や計画通りの成果があり、適正な管理が行われた。
(75点～89点 1点項目なし)
- B 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要である。
(61点～74点 1点項目なし)
- C 管理運営に不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講じるべきである。
(60点以下)

斜里町印鑑条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

- 1) 個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を追加するため、当該条例の所要の改正を行うものである。

2 改正する条例

斜里町印鑑条例（平成7年条例第8号）

3 主な改正内容

- 1) 個人番号カードにより、印鑑登録証明書を交付することを加える。

4 施行期日

令和5年3月6日から施行する。

議案第 6 2 号

斜里町印鑑条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

斜里町印鑑条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(閲覧の禁止)</p> <p>第16条 省略</p> <p>(質問及び調査)</p> <p>第17条 省略</p> <p>(準用)</p> <p>第18条 省略</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第16条 <u>前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>を利用して、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。)に自ら暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(閲覧の禁止)</p> <p>第17条 省略</p> <p>(質問及び調査)</p> <p>第18条 省略</p> <p>(準用)</p> <p>第19条 省略</p>

<p>(斜里町行政手続条例の適用除外)</p> <p>第19条 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 省略</p>	<p>(斜里町行政手続条例の適用除外)</p> <p><u>第20条</u> 省略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第21条</u> 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この条例は、令和5年3月6日から施行する。</u></p>
---	--

斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例について

1 改正理由

現在、高齢者生活福祉センターの利用料は、利用者又は利用者家族が総合保健福祉センターに出向き、納入しております。この利用料の収受を指定管理者の業務とすることにより、利用に伴うフローを減らし、利便性を高め、利用者が健やかに過ごす環境の構築に寄与するものです。

2 改正する条例

斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例（平成13年条例第11号）

3 改正内容

指定管理者が行う業務（第4条の2）

指定管理者の業務に、「センター利用料の徴収に関する業務」を加える。

利用料（第9条）

利用料の「指定期日」及び「利用料を指定管理者の収入として収受させる」を定める。

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第64号

斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和4年12月14日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

第1条 斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） センターの利用料の徴収に関する業務

第2条 第9条を次のように改める。

第9条 利用者は、指定管理者に利用料金を指定管理者が指定する日までに納入しなければならない。

2 利用料は、町長が別表に定める金額の範囲内において承認し、指定管理者の収入として収受させるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

斜里町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(利用料)</p> <p>第9条 <u>利用者は、町長が別表に定める利用料を指定する期限までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認める者に対し、町長は利用料を減免することができる。</u></p> <p>2 <u>利用に係る期間が1月に満たないときは、当該期間については日割計算により算定した額とする。</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>センターの利用料の徴収に関する業務</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(利用料)</p> <p>第9条 <u>利用者は、指定管理者に利用料金を指定管理者が指定する日までに納入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料は、町長が別表に定める金額の範囲内において承認し、指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p>

令和4年度一般会計補正予算 説明資料（歳入）

単位：千円

款	項	目	補正額	説	明
15 道支出金	1 道負担金	1 民生費負担金	81	・養育医療給付事業負担金追加	81
20 諸収入	4 雑入	4 雑入	174	・養育医療費徴収金追加	174
合 計			255		

令和4年度一般会計補正予算 説明資料（歳出）

単位：千円

款	項	目	補正額	説	明	財 源 内 訳			
						国道支出金	道支出金	その他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	18 街灯施設費	2,200	・光熱水費追加	2,200				2,200
	3 戸籍住民登録費	1 戸籍住民登録費	0	・事務員（一般）報酬更正	△ 170	△ 170			
				・期末手当更正	△ 126	△ 126			
				・通信運搬費追加	296	296			
3 民生費	1 社会福祉費	8 医療保険費	560	・後期高齢者医療特別会計繰出金追加	60				60
				・養育医療費扶助費追加	500		81	174	245
合 計			2,760			0	81	174	2,505

【地域福祉課】

資料 6

令和4年度一般会計補正予算

(歳入)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説	明
15 道支出金	2 道補助金	2 民生費補助金	4,372	地域づくり総合交付金 ・ウトロデイサービスセンター機械浴整備事業補助金追加	4,372
計			4,372		

令和4年度一般会計補正予算

(歳出)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説	明	財 源 内 訳			
						国道支出金	道支出金	その他	一般財源
3 民生費	1 社会福祉費	4 総合保健福祉センター費	848	総合保健福祉センター管理運営事業費	848	0	0	0	848
				燃料費追加	400				
		光熱水費追加		448					
		5 老人福祉費	791	介護保険事業特別会計繰出事業費 繰出金追加	791 791	0	0	0	791
合 計			1,639			0	0	0	848

第 1 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
斜里町老人福祉センター 管理業務委託事業	令和5年度～令和7年度	39,109
斜里町高齢者生活福祉センター 管理業務委託事業	令和5年度～令和7年度	57,747

【児童育成課】

資料 7

令和4年度一般会計補正予算 説明資料

(歳 出)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	財 源 内 訳				
					国道支出金	道支出金	その他	一般財源	
3 民生費	2 児童福祉費	3 常設保育園費	520	・ 双葉保育園管理運営事業費	306				306
				[燃料費追加	87				
		[光熱水費追加	219						
		・ はまなす保育園管理運営事業費	214				214		
		[燃料費追加	116						
[光熱水費追加	98								
		4 へき地保育所費	167	・ へき地保育所管理運営事業費	167				167
		[燃料費追加		71					
		[光熱水費追加		96					
		5 児童育成費	16,122	・ 仲よしクラブ運営事業費	16,075				16,075
		[燃料費追加		21					
		子ども・子育て支援交付金返還金(国費)		9,427					
		(平成28年度～令和3年度分)							
		子ども・子育て支援交付金返還金(道費)		6,627					
		(平成28年度～令和2年度分)							
		・ 児童館管理運営事業費		47					47
		[燃料費追加		47					
6 農林水産業費	1 農業費	8 農村生活環境施設運営費	75	・ 農村生活環境施設運営事業費	75				75
		[光熱水費追加		75					
合計			16,884			0	0	0	16,884

令和4年度 斜里町国民健康保険事業特別会計12月補正予算(総括表)

資料 8

(単位:千円)

歳 入				備 考	歳 出				備 考			
科	目	現行予算額	補正後予算額		比 較	科	目	現行予算額		補正後予算額	比 較	
保 険 料	一般分	現年度 保険料	388,296	388,296	0	総 務 費	一般管理費	12,848	12,848	0		
		滞納繰越保険料	923	923	0		賦課事業費	626	626	0		
		後期高齢者支援金	126,293	126,293	0		徴収事業費	1,169	1,169	0		
		滞納繰越後期高齢者支援金	342	342	0		運営協議会費	234	234	0		
		現年度介護納付金	54,456	54,456	0		計	14,877	14,877	0		
		滞納繰越介護納付金	92	92	0		保 険 給 付 費	一 般 分	療養給付費	858,868	877,140	18,272
		計	570,402	570,402	0				療 養 費	6,784	6,784	0
道 支 出 金	補 助 金	普通交付金	992,120	1,011,949	19,829	小 計			865,652	883,924	18,272	
		特別交付金	47,565	50,660	3,095	高 額 療 養 費			114,943	116,500	1,557	
		小 計	1,039,685	1,062,609	22,924	高 額 介 護 合 算 療 養 費			300	300	0	
		財政安定化基金交付金	1	1	0	移 送 費			200	200	0	
繰 入 金	繰 入 金	一般会計	87,389	87,389	0	小 計			115,443	117,000	1,557	
		基金繰入金	33,100	33,100	0	計		981,095	1,000,924	19,829		
		計	120,489	120,489	0	そ の 他		出産育児一時金	8,405	8,405	0	
繰 越 金	1,715	1,715	0	葬 祭 費	720			720	0			
その他の収入	893	893	0	傷病手当金	1,000			1,000	0			
歳 入 合 計		1,733,185	1,756,109	22,924	計	10,125		10,125	0			
					審査支払手数料	2,100		2,100	0			
					計	993,320	1,013,149	19,829				
					事 業 費 納 付 金	一般被保険者医療分	475,438	475,438	0			
						一般被保険者後期支援金分	148,610	148,610	0			
						介護納付金分	59,722	59,722	0			
						計	683,770	683,770	0			
						共同事業拠出金	1	1	0			
						財政安定化基金拠出金	1	1	0			
						特定健康診査等事業費	22,512	22,512	0			
						保健事業費	2,806	2,806	0			
						積 立 金	575	275	△ 300			
					諸 支 出 金	病院事業会計繰入金	9,428	12,523	3,095			
						償 還 金	4,895	5,195	300			
						計	14,323	17,718	3,395			
					予 備 費	1,000	1,000	0				
					歳 出 合 計	1,733,185	1,756,109	22,924				

令和4年度 国民健康保険事業特別会計 補正予算 説明資料（歳入）

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説	明
3 道支出金	1 道補助金	1 保険給付費等交付金	22,924	・普通交付金追加 ・特別交付金追加	19,829 3,095
計			22,924		

令和4年度 国民健康保険事業特別会計 補正予算 説明資料（歳出）

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説	明	財 源 内 訳			
						国庫支出金	道支出金	そ の 他	一般財源
2 保健給付費	1 療養諸費	1 一般被保険者療養給付費	18,272	・保険者負担金追加	18,272		18,272		
	2 高額療養費	1 一般被保険者高額療養費	1,557	・保険者負担金追加	1,557		1,557		
7 積立金	1 積立金	1 積立金	△ 300	・国民健康保険基金積立金更正	△ 300				△ 300
8 諸支出金	1 繰出金	1 病院事業会計繰出金	3,095	・病院会計繰出金	3,095		3,095		
	2 償還金及び還付加算金	1 一般被保険者保険料還付金	300	・過年度還付金追加	300				300
計			22,924				22,924		0

令和4年度 斜里町介護保険事業特別会計 保険事業勘定 12月補正予算案 総括表

資料9

(単位:千円)

科 目		入			備 考	科 目		出			備 考
		現行予算額	補正額	補正後予算額				現行予算額	補正額	補正後予算額	
保険料	現年度分	特別徴収保険料	221,235	0	221,235	総務費	総務管理費	7,736	350	8,086	
		普通徴収保険料	15,864	0	15,864		徴税费	533	0	533	
		小 計	237,099	0	237,099		介護認定事務費	5,713	0	5,713	
	過年度分	普通徴収保険料	175	0	175		運営協議会費	198	0	198	
		合 計	237,274	0	237,274		小 計	14,180	350	14,530	
国庫支出金	国庫負担金	国庫負担金現年度分	215,079	242	215,321	介護サービス	居宅介護サービス等費給付費	159,834	0	159,834	
	国庫補助金	普通調整交付金(介護給付費分)	74,703	76	74,779		地域密着型介護サービス給付費	470,296	0	470,296	
		普通調整交付金(総合事業分)	2,518	146	2,664		施設介護サービス給付費	403,935	0	403,935	
		地域支援事業(総合事業)	8,016	465	8,481		福祉用具購入費	1,749	0	1,749	
		地域支援事業(包括支援)	14,432	0	14,432		住宅改修費	2,132	0	2,132	
		保険者機能強化推進交付金	1,909	0	1,909		居宅介護サービス計画給付費	28,177	0	28,177	
		保険者努力支援交付金	1,778	0	1,778		小 計	1,066,123	0	1,066,123	
		介護保険事業費補助金	338	0	338		介護予防サービス給付費	17,577	0	17,577	
		合 計	318,773	929	319,702		地域密着型介護予防サービス費	7,271	0	7,271	
道支出金	道負担金	介護給付費負担金現年度分	171,518	152	171,670	介護予防サービス	介護予防福祉用具購入費	722	603	1,325	
	道補助金	財政安定化基金交付金	0	0	0		介護予防住宅改修費	1,973	607	2,580	
		地域支援事業(総合事業)	5,010	290	5,300		介護予防サービス計画給付費	5,050	0	5,050	
		地域支援事業(包括支援)	7,216	0	7,216		小 計	32,593	1,210	33,803	
		合 計	183,744	442	184,186		審査支払手数料	826	0	826	
交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金 現年度分	321,174	327	321,501	高額介護サービス費	32,614	0	32,614		
		介護給付費交付金 過年度分	0	0	0	高額医療合算介護サービス費	6,250	0	6,250		
		地域支援事業支援交付金 現年度分	10,821	628	11,449	特定入所者介護サービス費	51,128	0	51,128		
		地域支援事業支援交付金 過年度分	0	0	0	合 計	1,189,534	1,210	1,190,744		
	合 計	331,995	955	332,950	地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業	40,384	2,327	42,711		
繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	148,692	151	148,843	包括的支援推進事業費	42,324	0	42,324		
		事務費繰入金	13,822	350	14,172	小 計	82,708	2,327	85,035		
		低所得者保険料軽減繰入金	17,870	0	17,870	介護給付費準備基金積立金	35,917	0	35,917		
		地域支援事業繰入金(総合事業)	5,010	290	5,300	繰出金	1,909	0	1,909		
		地域支援事業繰入金(包括支援)	7,216	0	7,216	その他支出	310	200	510		
		小 計	192,610	791	193,401	負担金・補助金償還金	42,159	0	42,159		
	介護給付費準備基金繰入金	19,079	970	20,049	小 計	80,295	200	80,495			
	合 計	211,689	1,761	213,450							
	繰越金	78,046	0	78,046							
	その他の収入	5,196	0	5,196							
歳入合計		1,366,717	4,087	1,370,804	歳出合計		1,366,717	4,087	1,370,804		

令和4年度 介護保険事業特別会計補正予算説明資料（歳入）

介護保険事業勘定

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	明
3 国庫支出金	1 国庫負担金	1 介護給付費負担金	242	介護給付費負担金 介護給付費負担金追加	242
3 国庫支出金	2 国庫補助金	1 調整交付金	222	普通調整交付金 介護給付費分追加 介護予防・日常生活支援総合事業分追加	222 76 146
		2 地域支援事業交付金	465	地域支援事業交付金 サービス事業費分追加	465
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	1 介護給付費交付金	327	介護給付費負担金 支払基金分追加	327
		2 地域支援事業交付金	628	地域支援事業交付金 介護予防・生活支援サービス事業費分追加	628
5 道支出金	1 道負担金	1 介護給付費負担金	152	介護給付費負担金 介護給付費負担金追加	152
	2 道補助金	1 地域支援事業交付金	290	地域支援事業交付金 サービス事業費分追加	290
7 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	791	一般会計繰入金 介護給付費負担金追加 事務費繰入金追加 地域支援事業分追加	791 151 350 290
		2 基金繰入金	970	基金繰入金 介護給付費準備基金繰入金追加	970
計			4,087		

令和4年度 介護保険事業特別会計補正予算説明資料（歳出）

介護保険事業勘定

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	財 源 内 訳				
					国道支出金	道支出金	その他	一般財源	
1 総務費	3 介護認定事務費	1 介護認定事務費	350	介護認定事務費 主治医意見書作成手数料追加	350 350	0 0	0 0	350 350	
2 保険給付費	2 介護予防サービス等諸費	3 介護予防福祉用具購入費	603	介護予防福祉用具購入費 保険者負担金追加	603 603	158	76	163 163	206 206
		4 介護予防住宅改修費	607	介護予防住宅改修費 保険者負担金追加	607 607	159	76	164 164	208 208
3 地域支援事業費	2 介護予防・日常生活支援総合事業費	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,327	介護予防・生活支援サービス事業費 保険者負担金追加	2,327 2,327	611	0	628 628	1,088 1,088
5 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	1 第1号被保険者保険料還付金	200	第1号被保険者保険料還付金 過年度分償還金利子及び割引料追加	200 200	0	0	0 0	200 200
計			4,087			928	152	955	2,052

令和4年度 後期高齢者医療特別会計 12月補正予算総括表

資料10

(単位:千円)

歳 入					歳 出						
科 目		補正前予算額	補正後予算額	比較	備考	科 目		補正前予算額	補正後予算額	比較	備考
後期高齢者 医療保険料	現 年 分	特 徴	79,904	79,904	0	総 務 費	総 務 管 理 費	4,928	5,564	636	
		普 徴	52,737	52,737	0		徴 収 費	319	319	0	
	滞 繰 分	普 徴	1	1	0	広 域 連 合 納 付 金	広 域 連 合 納 付 金	183,918	183,918	0	
	小 計		132,642	132,642	0	諸 支 出 金	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	500	500	0	
手 数 料	督 促 手 数 料	8	8	0							
国庫支出金	国 庫 支 出 金	0	0	0							
広域連合 支出金	広 域 連 合 交 付 金 (受 診 率 向 上)	500	500	0							
	広 域 連 合 交 付 金 (特 別 調 整 交 付 金)	839	839	0							
繰入金	一般会計繰入金(事務費)	6,670	6,730	60							
	一般会計繰入金(基盤安定)	46,553	46,553	0							
	小 計	53,223	53,283	60							
繰越金	繰 越 金	170	170	0							
諸収入	延 滞 金	1	1	0							
	保 険 料 還 付 金	500	500	0							
	受 託 事 業 収 入	1,780	2,356	576							
	滞 納 処 分 費	1	1	0							
	雑 収 入	1	1	0							
	小 計	2,283	2,859	576							
合 計		189,665	190,301	636		合 計		189,665	190,301	636	

令和4年度 後期高齢者医療特別会計 補正予算 説明資料 (歳入)

(歳入)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説	明
4 繰入金	1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金	60	・事務費繰入金追加	60
6 諸収入	3 受託事業収入	1 後期高齢者医療広域 連合受託事業収入	576	・健康診査業務委託料追加	576
計			636		

令和4年度 後期高齢者医療特別会計 補正予算 説明資料 (歳出)

(歳出)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説	明	財 源 内 訳			
						国道支出金	道支出金	そ の 他	一般財源
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	636	・委託料追加			576	60	
				(健康診査業務委託料 個別	155)				
				(健康診査業務委託料 集団	48)				
計			636				576	60	

町 政 報 告 概 要

(令和 4 年 12 月 14 日 定例会議)

No.	報 告 事 項	概 要
1	放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の返還について	<p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業に対する国及び北海道からの交付金について、報告済みの実績報告の再確定を行うこととなり、受領済み交付金の一部について返還が必要となった。 <p>○交付金名</p> <p>子ども・子育て支援交付金</p> <p>○返還対象年度</p> <p>平成 28 年度～令和 2 年度 (5 か年度分)</p> <p>○対象事業</p> <p>放課後児童健全育成事業</p> <p>○返還金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度～令和 2 年度分 <p>国 : 6,627 千円</p> <p>北海道 : 6,627 千円 合計 13,254 千円</p> <p>※北海道は国と同額の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度分 (例年の精算事務による) <p>国 : 2,800 千円</p>

介護認定者等のサービス利用状況

資料 12

(令和4年11月30日現在)

区 分		総合事業	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	合計	構成比	前月分	構成比
在 宅 者	サービス利用者	22	36 (0)	58 (0)	116	91 (0)	75 (0)	45 (0)	41 (0)	20 (0)	272	388 (0)	63.4%	388	62.7%
	在宅サービス利用者	22	33 (0)	57 (0)	112	73 (0)	51 (0)	25 (0)	18 (0)	13 (0)	180	292 (0)	47.7%	289	46.7%
	地域密着型サービス利用者		3 (0)	1 (0)	4	18 (0)	24 (0)	20 (0)	23 (0)	7 (0)	92	96 (0)	15.7%	99	16.0%
	認知症対応型共同生活介護		0 (0)	0 (0)	0	8 (0)	8 (0)	8 (0)	7 (0)	4 (0)	35	35 (0)	5.7%	34	5.5%
	特定施設入居者生活介護				0	3 (0)	4 (0)	6 (0)	5 (0)	0 (0)	18	18 (0)	2.9%	17	2.7%
	小規模多機能サービス		3 (0)	1 (0)	4	7 (0)	12 (0)	6 (0)	11 (0)	3 (0)	39	43 (0)	7.0%	48	7.8%
	サービス未利用者		21 (0)	19 (0)	40	18 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	26	66 (0)	10.8%	67	10.8%
	家族介護		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
	必要時利用		18 (0)	17 (0)	35	15 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	20	55 (0)	9.0%	60	9.7%
	経済的理由		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
者	サービス等調整中		2 (0)	2 (0)	4	3 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	5	9 (0)	1.5%	5	0.8%
	サービス拒否		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
	近隣者・知人・友人・自立支援サービスなどの支援		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
	養護老人施設・障害者施設入所		1 (0)	0 (0)	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1	2 (0)	0.3%	2	0.3%
	計	22	57 (0)	77 (0)	156	109 (0)	79 (0)	46 (0)	43 (0)	21 (0)	298	454 (0)	74.2%	455	73.5%
	施設					0 (0)	0 (0)	11 (0)	12 (0)	4 (0)	27	27 (0)	4.4%	28	4.5%
	入所者					2 (0)	1 (0)	12 (0)	20 (0)	18 (0)	53	53 (0)	8.7%	53	8.6%
介護医療院					1 (0)	12 (0)	8 (0)	9 (0)	5 (0)	35	35 (0)	5.7%	36	5.8%	
計					4 (0)	13 (0)	31 (0)	41 (0)	27 (0)	116	116 (0)	19.0%	118	19.1%	
入院者数		0 (0)	5 (0)	5	2 (0)	8 (0)	4 (0)	10 (0)	13 (0)	37	42 (0)	6.9%	46	7.4%	
介護認定者等合計		22	57 (0)	82 (0)	161	115 (0)	100 (0)	81 (0)	94 (0)	61 (0)	451	612 (0)	100%	619	100%
介護度別割合		3.6%	9.3%	13.4%	26.3%	18.8%	16.3%	13.2%	15.4%	10.0%	73.7%	100.0%			

* サービス未利用理由

- ・家族介護 . . . 同居又は別世帯であっても、身内からの支援で、今はサービスを必要としない
- ・必要時利用 . . . 常時は在宅サービスは利用していないが、年に数回のショートステイ利用など（住宅改修・福祉用具購入のみ）
- ・経済的理由 . . . 経済的な費用負担が大きいと判断している場合（本人の主観）